## 学校法人松本歯科大学知的財産ポリシー

学校法人松本歯科大学(以下「本法人」という。)は、「学校法人松本歯科大学の産学官連携ポリシー」において、研究成果による社会貢献を積極的に進めるために、知的財産の尊重と、その創造・保護・活用から成る知的創造サイクルの実現に努めることを謳っています。これに従い本法人は、設置する学校における研究並びに産学官連携活動により創造された知的財産を、産業界をはじめ広く社会で活用するために、次の行動指針に基づき活動します。

#### (知的財産の創造)

1. 本法人とその設置する学校は、国民の保健、医療、福祉に貢献し、社会の発展と国際文化の向上に貢献するため、時代や社会の要請に機敏に応える研究を行い、社会に 貢献できる知的財産の創造に努めます。

## (知的財産の保護)

2. 本法人は、研究等に関わる全ての職員及び学生の優れた研究成果等を知的財産として適切に保護します。

#### (知的財産の届出)

3. 知的財産の創造者は、速やかに創造された発明等(以下、特許、実用新案、意匠、データベース及びプログラム著作物並びに成果有体物を総称していう。)を松本歯科大学発明審査委員会に届け出て、本法人への承継・帰属について審査を受けるものとします。

### (知的財産権の承継・帰属)

4. 発明等の承継・帰属は、松本歯科大学発明審査委員会が審議し、本法人の理事長が決定します。知的財産を承継する場合は、本法人が発明等にかかる権利を所有します。

## (共同研究における知的財産)

5. 産業界を肇として、広く地域、地方自治体等との産学官連携活動、共同研究、受託研究等によって創造された知的財産は、相手先との協議の上、効率的効果的な保護等の対応を行います。

# (知的財産権の管理)

6. 本法人が承継した発明等は、産学官連携推進室で一元管理し、理事長が統括します。

### (知的財産の活用)

7. 本法人は、創造された知的財産を、産業界をはじめとして、広く地域、地方自治体等へ技術移転し、新産業や新技術の創出に活用します。

(知的財産創造者へのインセンティブ)

8. 本法人は、職員の知的財産創造を奨励し、インセンティブの付与に努めます。本法 人が承継した知的財産の技術移転収入等は、別に定める学内規程に従って、公平かつ 適正に知的財産創造者に還元します。

## (守秘義務)

9. 本法人に所属する職員は、機密の保持に努めることとし、知的財産の流出防止に努めます。

### (改廃)

10. この知的財産ポリシーの改廃は、理事会の議決による。

# 附則

この知的財産ポリシーは、2012年4月1日から施行する。